

○総務省訓令第25号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年4月25日

総務大臣 石田 真敏

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 [第1 略] 第2 陸上関係 [1 略] 2 公共業務用 [(1)～(3) 略] (4) 公共業務用（通信事項が消防事務に関する事項の無線局の場合に限る。） 通信事項が消防事務に関する事項の無線局の審査は次の基準により行う。 ア 用語の定義 (4)において使用する用語の定義は、次のとおりとする。 [(ア)～(カ) 略] [削る]	別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 [第1 同左] 第2 陸上関係 [1 同左] 2 公共業務用 [(1)～(3) 同左] (4) 公共業務用（通信事項が消防事務に関する事項の無線局の場合に限る。） 通信事項が消防事務に関する 事項の無線局の審査は次の基準により行う。 ア 用語の定義 (4)において使用する用語の定義は、次のとおりとする。 [(ア)～(カ) 同左] <u>(キ)</u> 「アナログ移動通信系」とは、消防・救急業務の活動を行うためのアナログ通信方式（デジタル通信方式以外のものをいう。）による移動通信系であって、次の用途に使用するものをいう。 A 消防業務用

(キ) 「署活動用」とは、市町村等及び東京都が原則としてそれぞれの方面消防本部又は消防署の管内において、水火災等の災害時における人命の捜索・救助作業及び防火対象物等の防除作業その他これに付帯する業務の活動を行う場合に使用されるための用途をいう。

(ク) ～ (セ) [略]

[イ 略]

ウ 固定系（同報系を除く。）の審査は、次の基準により行う。

[(ア) ・ (イ) 略]

(ウ) 周波数帯

市町村等及び東京都がそれぞれの消防業務の管轄区域において、専ら消防業務の活動を行う場合又は救急業務用の周波数を使用しないで消防・救急業務の活動を併せて行う場合に使用されるための用途をいう。

B 救急業務用

市町村等及び都道府県のそれぞれの救急業務の管轄区域において、専ら救急業務の活動を行う場合に使用されるための用途をいう。

C 県内共通用

市町村等及び都道府県がその属する都道府県の区域内において、当該市町村等及び都道府県が消防・救急業務の活動を支援する場合又は現に指定を受けている消防業務用及び救急業務用の周波数が輻輳等により使用できない場合並びに消防庁が消防機関との相互連絡を行う場合に使用されるための用途をいう。

D 全国共通用

市町村等及び都道府県がその属する都道府県の区域を越えて、他の市町村等及び都道府県の消防・救急業務を支援する場合並びに消防庁が消防機関との相互連絡を行う場合に使用されるための用途をいう。

(ク) 「署活動用」とは、市町村等及び東京都がそれぞれの方面消防本部又は消防署の管内において、水火災等の災害時における人命の捜索・救助作業及び防火対象物等の防除作業その他これに付帯する業務の活動を行う場合に使用されるための用途をいう。

(ケ) ～ (ソ) [同左]

[イ 同左]

ウ 固定系（同報系を除く。）の審査は次の基準により行う。

[(ア) ・ (イ) 同左]

(ウ) 周波数帯

周波数帯は、次表であること。なお、多重通信路においては、通信路数及び電波伝搬等を考慮するものであること。

周波数帯	単一通信路	多重通信路	備考
260MHz帯	○	○	注1
400MHz帯		○	注2
7.5GHz帯		○	
12GHz帯		○	
18GHz帯		○	
40GHz帯		○	

[削る]

注1・注2 [略]

(エ) 通信方式

A 単一通信路の場合は、複信方式、半複信方式又は単信方式であること。ただし、消防本部と他の消防本部の回線は、単信方式であること。

B 多重通信路の場合は、複信方式であること。ただし、デジタル移動通信系（TDMA方式に限る。）に加入する回線は、複信方式、半複信方式又は単信方式であること。

エ 移動通信系

周波数帯は、次表であること。なお、多重通信路においては、通信路数及び電波伝搬等を考慮するものであること。

周波数帯	単一通信路	多重通信路	備考
150MHz帯	○		注1
260MHz帯	○	○	注2
400MHz帯		○	注3
7.5GHz帯		○	
12GHz帯		○	
18GHz帯		○	
40GHz帯		○	

注1 この周波数帯の使用は、アナログ移動通信系に加入する回線であって、加入するアナログ移動通信系の使用周波数と同一の周波数とすること。また、アナログ移動通信系による消防本部と他の消防本部の間の回線は、現にアナログ移動通信系に割り当てられている県内共通用の周波数と同一の周波数又は全国共通用の周波数とすること。

注2・注3 [同左]

(エ) 通信方式

A 単一通信路の場合は、次によるものとする。

(A) デジタル移動通信系（SCPC方式に限る。）に加入する回線は、複信方式、半複信方式又は単信方式であること。ただし、消防本部と他の消防本部の回線は単信方式であること。

(B) アナログ移動通信系に加入する回線は、単信方式であること。ただし、救急業務用の周波数を使用するものは、複信方式又は半複信方式であること。

B 多重通信路の場合は複信方式であること。ただし、デジタル移動通信系（TDMA方式に限る。）に加入する回線は、複信方式、半複信方式又は単信方式であること。

エ 移動通信系

[(ア) 略]

(イ) 通信路の構成

A デジタル移動通信系（SCPC方式に限る。）の用途並びに署活動用、TV伝送連絡用、消防艇等用、消防事務用及び消防団用は、単一通信路であること。

[B～D 略]

(ウ) 周波数帯

[A 略]

[削る]

B～H [略]

(エ) 通信方式

[A 略]

B 署活動用、TV伝送連絡用、消防艇等用、消防事務用及び消防団用は、単信方式であること。

[C・D 略]

(オ) 割当周波数等

移動通信系の周波数の割当ては、消防・救急業務の管轄区域内における人口の推移、消防・救急業務体制の整備計画等を勘案し、各総合通信局及び沖縄総合通信事務所があらかじめ作成した周波数使用計画に基づいて行うものとする。

[A 略]

B 削除

[(ア) 同左]

(イ) 通信路の構成

A デジタル移動通信系（SCPC方式に限る。）及びアナログ移動通信系の用途並びに署活動用、TV伝送連絡用、消防艇等用、消防事務用及び消防団用は、単一通信路であること。

[B～D 同左]

(ウ) 周波数帯

[A 同左]

B アナログ移動通信系は、150MHz帯であること。

C～I [同左]

(エ) 通信方式

[A 同左]

B アナログ移動通信系の用途、署活動用、TV伝送連絡用、消防艇等用、消防事務用及び消防団用は、単信方式であること。ただし、アナログ通信系であって、救急業務用に使用するものは、複信方式又は半複信方式であること。

[C・D 同左]

(オ) 割当周波数等

移動通信系の周波数の割当ては、消防・救急業務の管轄区域内における人口の推移、消防・救急業務体制の整備計画等を勘案し、各総合通信局及び沖縄総合通信事務所があらかじめ作成した周波数使用計画に基づいて行うものとする。

[A 同左]

B アナログ移動通信系

割当周波数の数は、次の基準によるものとする。

(A) 消防業務用

市町村等及び東京都に対しては、次のいずれかの基準による消防業務用の周波数の数を認めることとする。

a 人口を基準とする場合

人口	割当周波数の数
30万人未満	1
30万人以上100万人未満	2
100万人以上150万人未満	3
150万人以上	50万人増すごとに1波追加した数

b 消防車台数を基準とする場合

消防車台数	割当周波数の数
29台以下	1
30～69台	2
70～109台	3
110台以上	40台増すごとに1波追加した数

(B) 救急業務用

市町村等及び都道府県に対しては、下表の救急車台数を基準として救急業務用の周波数の数（対向波）を認めることとする。

救急車台数	割当周波数の数
29台以下	1
30～59台	2
60～89台	3
90台以上	30台増すごとに1波追加した数

(C) 全国共通用及び県内共通用

a 市町村等及び都道府県に対しては、全国共通用の周波数3波及び県内共通用の周波数1波を認めることとする。ただし、デジタル移動通信系の260MHz帯の周波数の電波を中継する無線局については、全国共通用及び県内共通用の全ての周波数を指定するものとする。

b 消防庁が開設する携帯局に対しては、全国共通用及び県内共通用の全ての周波数を指定するものとする。

C 署活動用

市町村等及び東京都に対しては、陸上移動局用又は携帯局用とし、原則として、必要に応じて次の基準による署活動用の周波数を認めることができる。

[(A) ~ (D) 略]

(E) 追加割当基準

消防組織法第45条に規定する緊急消防援助隊（以下この(4)において「緊急消防援助隊」という。）により使用される場合は、(A)から(D)までの規定により認める周波数に加え、全ての署活動用の周波数を認めることができる。この場合において、(A)から(D)までの規定により署活動用の周波数として認められた周波数以外の周波数には「この周波数の使用は、緊急消防援助隊が消防の応援等のために出動するとき又はその訓練時に限る。」旨の附款を付すものとする。

[D~G 略]

H 消防団用

消防団用無線局の周波数については、次によるものとする。

[(A) 略]

(D) その他

A(B) a (D)、A(B) b (E)及びA(B) e のデジタル移動通信系における基準は、アナログ移動通信系に準用する。この場合において、これらの規定中「デジタル消防・救急業務用の」とあるのは「消防業務用又は救急業務用の」と、「デジタル消防・救急業務用又は全てのデジタル共通用」とあるのは「消防業務用又は県内共通用」と読み替えるものとする。

C 署活動用

消防業務の管轄区域の人口が原則として30万人以上の市町村等、デジタル移動通信系を運用している市町村等（デジタル移動通信系の運用に向けた具体的な計画を有する市町村等を含む。）及び東京都に対しては、陸上移動局用又は携帯局用とし、原則として、必要に応じて次の基準による署活動用の周波数を認めることができる。

[(A) ~ (D) 同左]

[新設]

[D~G 同左]

H 消防団用

消防団用無線局の周波数については、次によるものとする。

[(A) 同左]

(B) 常備消防が設置されていない市町村等の消防団（消防組合が消防団事務を共同処理している場合の構成市町村の消防団を除く。）の場合は、消防団用の周波数及びデジタル共通用の周波数を認めることとする。

[(カ) 略]

(キ) 移動範囲

A 陸上移動局（署活動用のものを除く。）

全国及び日本周辺海域の範囲内とする。

[削る]

B 携帯局（航空機に搭載するもの及び署活動用のものを除く。）

全国及び日本周辺海域の範囲内とする。

C 携帯局（航空機に搭載する場合に限り、署活動用のものを除く。）

全国及び日本周辺海域並びにそれらの上空とする。

D 署活動用の陸上移動局

当該市町村等又は東京都の消防・救急業務の管轄区域及びその周辺とする。ただし、緊急消防援助隊により使用される場合は、全国とする。この場合においては、(オ)C(A)から(D)までの規定により認められた周波数に「この周波数の使用は、免許人の管轄区域及びその周辺以外においては、緊急消防援助隊が消防の応援等のために出動するとき又はその訓練時に限る。」旨の附款を付すものとする。

E 署活動用の携帯局（航空機に搭載するものを除く。）

当該市町村等又は東京都の消防・救急業務の管轄区域及びその周辺並びにそれらの周辺海域とする。ただし、緊急消防援助隊により使用される場合は、全国及び日本周辺海域（当該市町村等又

(B) 常備消防が設置されていない市町村等の消防団（消防組合が消防団事務を共同処理している場合の構成市町村の消防団を除く。）の場合は、消防団用の周波数並びに県内共通用の周波数及び全国共通用の周波数又はデジタル共通用の周波数を認めることとする。

[(カ) 同左]

(キ) 移動範囲

A 陸上移動局（署活動用を除く。）

全国及び日本周辺海域の範囲内とする。

B 陸上移動局（署活動用に限る。）

当該市町村、消防組合及び都道府県の消防・救急業務の管轄区域及びその周辺とする。

C 携帯局（航空機に搭載する場合を除く。）

全国及び日本周辺海域の範囲内とする。

D 携帯局（航空機に搭載する場合に限る。）

全国及び日本周辺海域並びにそれらの上空とする。

[新設]

[新設]

は東京都の消防・救急業務の管轄区域及びその周辺の周辺海域に限る。)とする。この場合においては、(オ)C(A)から(D)までの規定により認められた周波数に「この周波数の使用は、免許人の管轄区域及びその周辺並びにそれらの周辺海域以外においては、緊急消防援助隊が消防の応援等のために出動するとき又はその訓練時に限る。」旨の附款を付すものとする。

F 署活動用の携帯局（航空機に搭載するものに限る。）

当該市町村等又は東京都の消防・救急業務の管轄区域及びその周辺並びにそれらの周辺海域並びにそれらの上空とする。ただし、緊急消防援助隊により使用される場合は、全国及び日本周辺海域（当該市町村等又は東京都の消防・救急業務の管轄区域及びその周辺の周辺海域に限る。）並びにそれらの上空（当該市町村等又は東京都の消防・救急業務の管轄区域及びその周辺の上空に限る。）とする。この場合においては、(オ)C(A)から(D)までの規定により認められた周波数に「この周波数の使用は、免許人の管轄区域及びその周辺並びにそれらの周辺海域並びにそれらの上空以外においては、緊急消防援助隊が消防の応援等のために出動するとき又はその訓練時に限る。」旨の附款を付すものとする。

(ク) 無線設備の条件

[A～E 略]

[削る]

[削る]

F～H [略]

[新設]

(ク) 無線設備の条件

[A～E 同左]

F アナログ移動通信系の基地局の無線設備は、可能な限り、指定されている各周波数を同時に送信し、又は受信することができるものであること。

G アナログ移動通信系(消防業務用の周波数を指定されているものに限る。)の無線局は、可能な限り、県内共通用の周波数及び全国共通用の周波数を併せて実装するものであること。

H～J [同左]

オ 同報系

[(ア) ・ (イ) 略]

(ウ) 周波数帯等

[A 略]

B 市町村等であって、デジタル移動通信系（SCPC方式に限る。）
に加入する回線である場合は、260MHz帯とし、現に指定を受けて
いるデジタル消防・救急業務用の周波数と共用するものであること。
と。

[(エ) ～ (カ) 略]

[カ 略]

キ その他

消防・救急無線において150MHz帯の防災相互通信用と同一の周波数
の使用については、漏えい同軸ケーブル等を接続して送受信機の空中
線系に使用する場合に限るものとし、当該周波数に「この周波数の使用
は、漏えい同軸ケーブル等を接続して送受信機の空中線系に使用する
無線局との間の通信を行う場合に限る。」旨の付款を付すものとする。

オ 同報系

[(ア) ・ (イ) 同左]

(ウ) 周波数帯等

[A 同左]

B 市町村等であって、アナログ移動通信系に加入する回線である
場合は、150MHz帯とし、現に指定を受けている消防業務用の周波
数と共用するものであること。また、デジタル移動通信系（SCPC
方式に限る。）に加入する回線である場合は、260MHz帯とし、現
に指定を受けているデジタル消防・救急業務用の周波数と共用す
るものであること。

[(エ) ～ (カ) 同左]

[カ 同左]

キ その他

(ア) 周波数の使用期限

消防・救急無線における150MHz帯の周波数（防災相互通信用と
同一周波数を除く。）の使用は、平成28年5月31日までとし、現
に指定を受けている周波数及び150MHz帯の周波数の電波を中継す
る無線局に指定する周波数を除き、新たに当該150MHz帯の周波数
は認めないものとする。

(イ) 消防・救急無線において150MHz帯の防災相互通信用と同一の周
波数の使用については、漏えい同軸ケーブル等を接続して送受信
機の空中線系に使用する場合に限るものとし、当該周波数に「こ
の周波数の使用は、漏えい同軸ケーブル等を接続して送受信機の
空中線系に使用する無線局との間の通信を行う場合に限る。」旨
の付款を付すものとする。

(ウ) 防火責任者の経過措置

消防法第8条に規定する防火責任者を配置している団体に対し
て免許している無線局の申請に係る審査は、平成28年5月31日ま
では、なお従前の例によることとする。ただし、平成23年6月1

日以降の免許及び再免許については、その免許の有効期間を平成28年5月31日までとする。

[別表(4) 同左]

[(5)～(22) 同左]

[3・4 同左]

[第3～第5 同左]

[別表(4) 略]

[(5)～(22) 略]

[3・4 略]

[第3～第5 略]

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附 則

この訓令は、平成31年4月25日から施行する。